



山梨県警察シンボルマスコット
"ふじくん"



交通事故被害者用手引

交通事故の被害にあわれた方へ



山梨県警察
令和6年3月

はじめに

予期しない交通事故に巻き込まれ、被害にあわれた方やそのご家族の方は大変辛く悔しい思いをされ、また、突然のことに戸惑い、今後どのように対処したらよいのか、不安な気持ちになられていることとお察しいたします。

この冊子は、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか。
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か。
- 事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか。
- 自動車の保険制度はどのようなものか。

などについてお知らせし、皆様の手助けをさせていただくものです。少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

目次 Contents

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 警察等からの支援等はあるのですか | 1 |
| | ～ 支援と連絡の制度 ～ | |
| 2 | 警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください | 3 |
| | ～ 警察以外の機関が行っている支援制度 ～ | |
| 3 | 加害者はどのように処罰されるのですか | 3 |
| | ～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～ | |
| 4 | 自動車保険等について教えてください | 9 |
| | ～ 補償と保険の制度 ～ | |
| 5 | 援助や救済制度はあるのですか | 12 |
| | ～ 援助や救済の内容 ～ | |
| 6 | 警察以外の相談窓口はあるのですか | 15 |
| | ～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～ | |

1 警察等からの支援等はあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方（このパンフレットでは、以下「被害者等」と記載します。）を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置等を行っています。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等を支援するために、指定された警察職員が、被害者等への付添い、各種相談の受理等の支援活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者等は、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者等に対し、次のような情報を提供する制度を運用しています。

交通事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名・年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

交通事故の相手方の刑事処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者等の中には、交通事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当捜査員等にその旨、お知らせください。



行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。行政処分（取消し処分と90日以上停止処分）がされる前には、公開による「意見の聴取」が、処分を受ける加害者に対して行われます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありますし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行われることがあります。

警察では、行政処分の結果や、「意見の聴取」について、お問い合わせいただければ、次の情報提供を行っています。

行政処分の内容

交通死亡事故の遺族、重度後遺障害の被害者等からお問合せがあった場合は、当該交通事故の加害者に対する行政処分結果をお知らせします。

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所をお知らせします。

警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者等の相談に乗るなどの支援活動も行っていきます。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

- 山梨県警察本部 警察総合相談室 電話 055-233-9110 又は#9110

② 交通事故に関する相談窓口

- 山梨県警察本部 電話 055-221-0110
- 山梨県警察本部 相談窓口（ひき逃げ事件等被害者相談・暴走族相談ダイヤル）
電話 055-233-0374
- 最寄りの警察署交通課
- 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者等施策ホームページ
<https://www.npa.go.jp>
をご参照ください。

③ カウンセリングに関する相談窓口

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や民間のカウンセラーとの連携等により、被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

- 山梨県警察本部警務課犯罪被害者支援室 電話055-221-0110

2 警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

3 加害者はどのように処罰されるのですか

加害者は次のような流れで処罰されます。

捜査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故にあわれた状況や交通事故の届出をした状況等について、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことのできないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 現場の状況、散乱物、痕跡、遺留品
- 事故車両、被害者の負傷状況

等について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服等は、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。

事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束したときから48時間以内に関係書類等とともに、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けたときから24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べ等の捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



起 訴

検察官は、送致された証拠等に基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

と言います。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「公判請求」
- 書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式命令請求」等とがあります〔被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。〕。

※ 起訴、不起訴の判断に必要な場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますので、ご理解ください。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

公 判 等

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。裁判では、被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

また、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮されています。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- 被害者参加制度

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。この際に発生する旅費、日当及び宿泊料は国が負担することになります（宿泊料の支給は、被害者参加人が出席する裁判所が遠方のためなどの理由に限られます。）。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

- 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

- 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

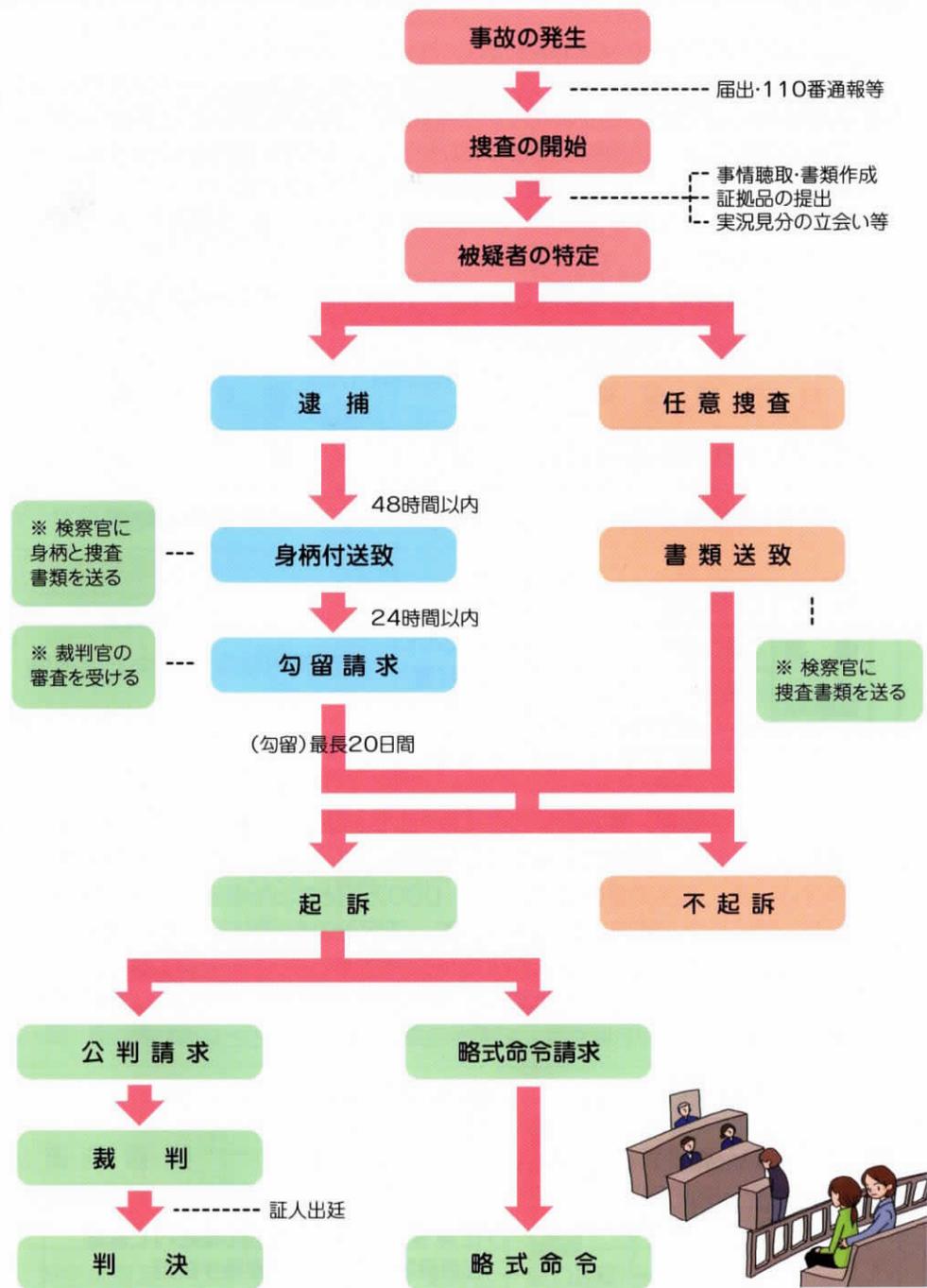
更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

- 意見聴取制度
加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べるすることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。
- 心情等伝達制度
加害者が保護観察となった場合、保護観察所が被害者等に、被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えることができます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

刑事手続の流れ



4 自動車保険等について教えてください

交通事故の被害者等への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

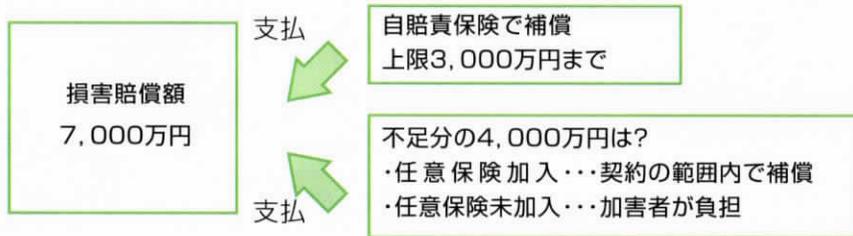
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険であり、次のようになっています。

| 自 賠 責 保 険 | | | 任 意 保 険 | |
|-----------------|-------------------------------|------------|---------------|--|
| 加入しなければならない(義務) | | 加入 | 任 意 | |
| 人身損害のみ | | 対象 | 人身損害と物損 | |
| 死 亡 | 3,000万円 | 支払い 限度額 | 保険契約の限度額までの補償 | |
| 傷 害 | 120万円 | | | |
| 後遺障害 | 75万~4,000万円 [1~14の障害等級による] | | | |

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償〔てん補〕され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



自賠責保険

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

自賠法による自動車とは、原動機により陸上を移動することを目的とした車両及び原動機付自転車を言います。

(1) 被害者請求

被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

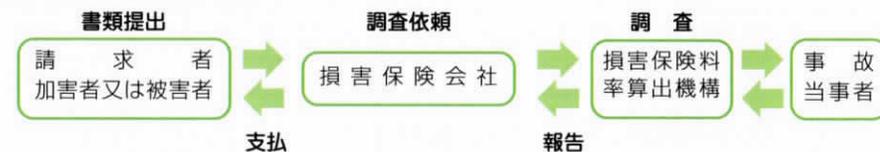
(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

※請求の具体的な手続きについては、損害保険会社にお問い合わせください。

保険請求の流れ



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。（治療10日以下の軽傷に対しては、仮渡金は支払われません。）

※請求の具体的な手続きについては、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

| 請求区分 | いつから | いつまでに |
|---------|-----------|-------------|
| 傷 害 | 治療を終えた日 | 事故発生から3年以内 |
| 後 遺 障 害 | 症 状 固 定 日 | 症状固定日から3年以内 |
| 死 亡 | 死 亡 日 | 死亡日から3年以内 |

※症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険(共済)請求 提出書類一覧表

| 必要書類 | 加害者請求 | | | 被害者請求 | | | |
|---------------------------|-------|------|----|-------|------|----|-----|
| | 死亡 | 後遺障害 | 傷害 | 死亡 | 後遺障害 | 傷害 | 仮渡金 |
| 保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 交通事故証明書(人身事故) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 事故発生状況報告書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 医師の診断書又は死体検案書(死亡診断書) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 診療報酬明細書 | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | |
| 通院交通費明細書 | ◎ | | ◎ | | | ◎ | |
| 付添看護自認書又は看護料領収書 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 休業損害証明書又は確定申告書(控え)等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 加害者の支払を証する領収書 | ◎ | ◎ | ◎ | | | | |
| 示談書(示談成立の場合) | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 請求者の印鑑証明 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 戸籍謄本 | ◎ | | | ◎ | | | ◎ |
| 後遺障害診断書 | | ◎ | | | ◎ | | |
| レントゲン写真等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険(共済)

保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なるので、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせください。

被害にあわれた方



保険会社

事故後速やかに連絡

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

自動車損害賠償保障事業とは、このような場合等に、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

請求方法や必要な書類等の詳しいことは、損害保険会社等にお尋ねください。

その他賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほか、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

5 援助や救済制度はあるのですか

交通事故被害者等に対する援助・救済制度には、次のようなものがあります。

1 経済的支援や各種支援・福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

| 名称 | 内容 |
|------|--|
| 福祉制度 | <p>交通事故により父(母)親を亡くしたため、ひとり親家庭となった場合に、児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付制度があります。</p> <p>また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p>窓口：住所地の自治体、福祉事務所</p> <p>◇ 母子、寡婦、父子の福祉の相談</p> <p>山梨県中北保健福祉事務所 Tel. 0551-23-3443</p> <p>峡東保健福祉事務所 Tel. 0553-20-2750</p> <p>峡南保健福祉事務所 Tel. 0556-22-8145</p> <p>富士・東部保健福祉事務所 Tel. 0555-24-9047</p> <p>◇ 生活保護相談</p> <p>① 市部在住の方 住居地の市福祉事務所</p> <p>② 町村在住の方 峡南保健福祉事務所(西八・南巨・昭和) Tel. 0556-22-8149 富士・東部保健福祉事務所(南都・北都) Tel. 0555-24-9042 住居地の町村役場の民生担当課</p> |

| 名 称 | 内 容 |
|------------|---|
| 公営住宅への優先入居 | 交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合等に、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：都道府県の公営住宅管理担当 ◇ 山梨県住宅供給公社 Tel 055-237-1656 ◇ 山梨県建築住宅課(県営住宅管理担当) Tel 055-223-1730 |

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

(2)各種援助・救済機関が行うもの

| 名 称 | 内 容 |
|--|---|
| 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA) Tel 03-5608-7560 ※本部が東京にあるほか、各都道府県に支所があります。 山梨支所 Tel 055-262-1088 交通事故被害者ホットライン Tel 0570-000738 IP電話からは 03-6853-8002 ※9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く。) | 中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付け等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ① 自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ② 自動車事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 自動車事故による遷延性意識障害者の治療及び養護を行う療護施設の設置・運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付け ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付 ホームページ https://www.nasva.go.jp/ |
| [公財]交通遺児等育成基金 Tel 03-5212-4511 フリーダイヤル Tel 0120-16-3611 | 交通事故で父(母)親を亡くした16歳未満の交通遺児が、損害賠償金などから拠出金を払い込み「交通遺児育成基金制度」に加入。これに国と協力団体が補助金・援助金で支援し、交通遺児が満19歳になるまで、年齢に応じた一定額の育成給付金を年4回支給する事業を行っています。 また、生計の苦しい、交通遺児家庭又は保護者が交通事故で重度障害を負われ、子弟(いずれも中学生以下)のいる家庭に、「越年資金」、「入学・進学等支度金」などを無償給付する支援給付事業(社会福祉事業)を行っています。 加入、申請等の相談は、基金事務局で受け付けています。 ホームページ https://www.kotsuiji.or.jp/ |
| 公益財団法人交通遺児育英会 Tel 03-3556-0771 フリーダイヤル 奨学課 Tel 0120-521286 相談室 Tel 0120-521219 | 道路上の交通事故が原因で保護者を亡くしたり、重度の後遺障害のため、経済的に修学が困難になった子供達が高等学校、大学等に通う支援として、奨学金を無利子で貸与しています。 ホームページ https://www.kotsuiji.com/ |

| 名 称 | 内 容 |
|---|---|
| (一財)道路厚生会 Tel 03-6674-1761 (電話受付時間 平日 9:30～12:00 13:00～17:00) | 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生等のうち一定の条件を満たした方に、返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。 また、修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付しています。 なお、この修学資金は、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付します。 ホームページ https://www.douro-kouseikai.org/ |
| 公益財団法人 山梨みどり奨学会 (山梨県教育庁高校教育課内) Tel 055-223-1852 (内線8333・8334) | 交通事故で父(母)親又はこれに代わる親族で主たる家計支持者を失った県内の保育所の幼児から中学校又はこれと同等の学校に在学する生徒までを対象に奨学金の給付を行っています。 ホームページ https://www.yamanashi-midori.org/ |
| 日本司法支援センター 法的トラブルの相談 Tel 0570-078374 (IP電話からは、 Tel 03-6745-5600) 犯罪被害者支援ダイヤル <small>なくことないよ</small> Tel 0570-079714 (IP電話からは、 Tel 03-6745-5601) 平日(9:00～21:00) 土曜(9:00～17:00) (日・祝日、年末年始を除く。) 法テラス山梨 Tel 0570-078326 (IP電話からは、 Tel 050-3383-5411) 情報提供 平日(9:00～12:00 13:00～16:00) 法律相談(要予約) 火・金(13:00～16:00) 第2月曜(9:30～12:30) 土・日・祝日・年末年始は除く | 被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行います。 また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。 ホームページ https://www.houterasu.or.jp/ |

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

2 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方等には、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

| 名 称 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 医 療 費 控 除 | 支払った医療費(その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。)の金額(一定額を超える部分に限る。)が控除されるもの |
| 障 害 者 控 除 | 障害者の方に、27万円(重度の障害がある場合は40万円)、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方1人につき27万円が控除されるもの |
| 寡 婦 (寡 夫) 控 除 | 夫と死別した妻(寡婦)又は妻と死別した一定の夫(寡夫)の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの |

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

6 警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリング等の支援活動を行っています。

各種相談窓口

| 名 称 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 検 察 庁 被害者ホットライン | 被害相談や事件に対する問合せができます。 ◇ 甲府地方検察庁 Tel 055-228-9732 ホームページ https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kofu/index.html 全国の地方検察庁の窓口(検察庁ホームページ) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-9.html |
| 保 護 観 察 所 | 被害者等の方からの電話や来庁による相談や問合せに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。 ◇ 甲府保護観察所 Tel 055-235-7144 全国の保護観察所の所在地等(犯罪被害者等施策ホームページ) https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html |

| 名 称 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 法務省 人権擁護機関 | 人権擁護委員が被害者等の人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。 ◇ 常設人権相談所 甲府地方法務局人権擁護課 Tel 055-252-7239 ◇ 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口 みんなの人権110番ナビダイヤル Tel 0570-003-110 ホームページ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html ◇ インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール) ・パソコン https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html |
| 県及び市等の 交通事故相談 | ◇ 山梨県の相談窓口 県民生活センター(JA会館5階) Tel 055-223-1366 地方相談室(南都留合同庁舎1階) Tel 0554-45-5038 ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/ ◇ 山梨県犯罪被害者等総合支援窓口 県民生活安全課(本館2階) ^{ふじさん よいほれ} Tel 055-223-4180 ◇ 甲府市の相談窓口 消費生活課交通安全係(交通事故相談室) Tel 055-237-5443 ◇ 県・市以外の交通相談 〔一財〕山梨県交通安全協会交通安全活動推進センター Tel 055-280-5550 |
| 犯罪被害者等早期 援助団体等 | 都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体や「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体が、警察等関係機関と連携を図りながら、犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談や法廷、病院、警察等への付添い等による被害者等への援助を行っています。 ◇ 山梨県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人被害者支援センターやまなし ^{フジは ハローココニコ} Tel 055-228-8622 10:00~16:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ホームページ https://www.sien-yamanashi.com/ メールアドレス sien-yamanashi@comet.ocn.ne.jp |
| [公財]交通事故紛争 処理センター | 交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を囑託弁護士が行っています。 本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市に、相談室はさいたま、金沢及び静岡の各市にあります。 ホームページ https://www.jcstad.or.jp/ |

| 名 称 | 内 容 |
|-------------------|---|
| [公財]日弁連交通事故相談センター | <p>自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。</p> <p>本部は東京に、相談所は全国に開設しています。</p> <p>ホームページ https://www.n-tacc.or.jp/</p> <p>◇ 山梨相談所 Tel. 055-235-7202</p> |
| 自動車保険の請求に関する相談 | <p>交通事故に関するご相談をはじめとする損害保険に関する一般的なご相談及び保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っています。</p> <p>◇ [一社]日本損害保険協会 そんぽADRセンター Tel. 0570-022808 Tel. 03-4332-5241 (IP電話から)</p> |

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。



山梨県の経済的負担軽減施策

山梨県犯罪被害者等見舞金

山梨県では、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡した方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方を対象とした山梨県犯罪被害者等見舞金を支給します。

- 対象となる犯罪行為
日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡又は重症病
- 見舞金の種類
 - 【遺族見舞金】(50万円)
犯罪被害者の第1順位遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のいずれか)に支給
 - 【重傷病見舞金】(15万円)
1月以上の療養を要する重傷病を負った犯罪被害者本人に支給
- 見舞金を支給しない場合
犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合等見舞金を支給できない場合があります。

山梨県犯罪被害者等支援補助金

山梨県では、犯罪被害により転居を余儀なくされた方や弁護士委託をされた方の経済的負担を軽減するため、山梨県犯罪被害者等支援補助金を交付します。

- 対象となる犯罪被害
日本国内で発生した故意の犯罪行為による生命、身体又は自由への被害
- 補助金の種類・交付の対象となる経費
 - 【転居費補助金】(上限20万円)
引越し業者に支出した運送費用、荷造り等のサービス費用等の合計額
 - 【二次被害防止・軽減対策費補助金】(上限10万円)
次の行為を弁護士に委託した際支出した費用
 - ・報道機関による取材への対応
 - ・報道機関に対する意向や要望の通知・申し入れ等
 - ・二次被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼等
- 補助金を交付しない場合
加害者との間に親族関係がある場合等補助金を交付できない場合があります。

山梨県における犯罪被害者等のための法律相談

山梨県では、犯罪被害者等が抱える法律問題等の円滑な解決を図るため、山梨県弁護士会が選任する犯罪被害者等支援に精通する弁護士による法律相談を実施しています。

- 相談の対象者
生命、身体、自由に対する犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族(その他、一定の要件があります)
- 相談の内容及び回数・時間等
犯罪被害に起因し、当該犯罪被害者等に発生した法律問題、訴訟問題、賠償問題等で、同一の事案について、1人当たり1回(1時間)を上限としています。

受付・問い合わせ先 山梨県 県民生活安全課 人権・生活安全担当

電話 :055-223-1352 (直通) (平日午前8時30分～午後5時15分)

カウンセリング等

被害者等の中には、交通事故により強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方を支援するために、電話や面接によるカウンセリングを行う次のような機関がありますので参考にして下さい。



山梨県精神保健福祉センター

8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

TEL:055-254-8644

公益社団法人 被害者支援センターやまなし

10時～16時(土・日・祝日・年末年始を除く)

TEL:055-228-8622

心の電話相談(ストレスダイヤル)

平日 9時～16時

夜間(木曜日のみ) 16時～20時

TEL:055-254-8700

山梨いのちの電話

16時～22時(火～土曜)

TEL:055-221-4343

担当者

警察署 課

氏名

連絡先

交通事故の被害にあわれた方へ

編集・発行／山梨県警察本部犯罪被害者支援室

令和6年3月